

○財務省告示第百二十九号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第二十九条第一項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和三十二年一月大蔵省告示第八号）及び国の債権の管理等に関する法律施行令第三十七条第一項に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和三十二年一月大蔵省告示第九号）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月二十五日

財務大臣 塩川 正十郎

「年八・二五パーセント」を「年五パーセント」に改める。